

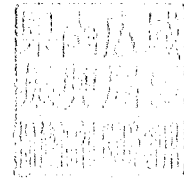
## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 岩手県北上市相去町大松沢1番地64

氏名 リックス株式会社 代表取締役 五ノ井 稔

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

県南広域振興局長 細川 倫史



許可の年月日 平成30年 1月19日

許可の有効年月日 平成35年 1月18日

## 1. 事業の範囲

## (1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

・燃え殻

・汚泥

・廃油

・廃酸

・廃アルカリ

・廃プラスチック類

・紙くず

・木くず

・繊維くず

・動植物性残さ

・ゴムくず

・金属くず

・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）

及び陶磁器くず

・がれき類

以下余白

## (2) 積替え・保管を含むもの

有

取扱う産業廃棄物（水銀使用製品産業廃棄物を含む。また、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

・汚泥

・廃油

・廃プラスチック類

・金属くず

・ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）

及び陶磁器くず

以下余白

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ  
(以下、裏面記載)

別表のとおり  
以下余白

3. 許可の条件  
以下余白

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年	1月19日	当初許可
平成15年	1月19日	更新許可
平成15年	2月4日	更新許可
平成20年	1月19日	更新許可
平成24年	8月24日	変更届出書受理（代表者を阿部利郎から変更したこと。）
平成25年	1月19日	更新許可
平成27年	10月22日	変更届出書受理（代表者を鈴木充から変更したこと。）
平成28年	8月22日	変更届出書受理（代表者を鈴木邦彦から変更したこと。）
平成30年	1月4日	事業範囲の変更許可

- (1) 産業廃棄物の種類について、石綿含有廃棄物を含む旨追記したこと。
- (2) 産業廃棄物の種類について、水銀使用製品産業廃棄物を含む旨追記したこと。
- (3) 汚泥、廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの積替え・保管施設を追加したこと。

平成30年 1月19日 更新許可  
以下余白

5. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無  
以下余白

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無  
以下余白

## 別表（積替・保管施設の概要）

所在地：岩手県北上市相去町大松沢1番64

廃棄物の種類	保管高さ	保管面積 (m <sup>2</sup> )	保管体積 (m <sup>3</sup> )	保管重量 (t)	備考
廃油	—	12.50	2.00	1.80	屋内、コンテナ (1.91m×3.60m) 200Lドラム缶10本
廃プラスチック類	—	10.00	8.04	2.81	屋内、コンテナ (1.91m×3.60m)
水銀使用製品産業廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物（廃蛍光管））	—	10.00	6.35	6.35	屋内、コンテナ (1.96m×3.60m)
水銀使用製品産業廃棄物（金属くず、汚泥の混合物（廃電池類））	—	7.50	0.18	0.18	屋内 20Lペール缶9本

以下余白